

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年8月31日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番 石本 晋也	2 番 澤田 嘉之
5 番 田中 正博	7 番 山本 功
8 番 井澤 茂治	9 番 中川 茂成
10 番 田中 安弘	11 番 山本 千恵子
12 番 田中 吉照	13 番 草嶋 邦子
16 番 杉嶋 秀美	17 番 森島 隆詞
19 番 岩井 三郎	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

18 番 井上 和也

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番 野秋 眞秀	4 番 堀内 大
6 番 中村 正	14 番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局	八田 貴史
	山口 健司
	下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和5年度農用地利用集積計画（第5次）の決定について
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

5 番 田中 正博	7 番 山本 功
-----------	----------

9、閉会の日時 令和5年8月31日午後2時25分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和５年第９回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は１４名中１３名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は５名中４名の方に出席いただいております。

議 長 さて、委員の皆様には、残暑の中での農作業でお疲れもあることと存じますが、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

 本日の署名委員は、５番田中正博委員、７番山本功委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。１ページをお開きください。１番でございます。

【 提案説明 】

 場所については２ページの地図のとおり、祝園ポンプ場の南側になります。

 本件については、譲渡人が高齢のため、営農規模縮小に伴う所有権の有償移転申請をされるものです。

 譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

 また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがいまして、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上です。

議 長 議案第１号については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島 １７番、森島です。

 １番の案件につきまして、８月２４日に石本委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第5次）の決定について、を議題とします。1番から5番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは3ページをお開きください。議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第5次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

4ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおり、里地域の南東です。

4ページにお戻りいただき、2番、3番は利用権の設定を受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。2番でございます。

【 提案説明 】

3番でございます。

【 提案説明 】

場所については8ページの地図のとおり、山手幹線の西側になります。

4ページにお戻りいただき、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページの地図のとおり、開橋の北西で、九百石川沿いの場所になります。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から4番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の1番から4番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の1番から4番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を
報告します。
それでは事務局より報告願います。

事務局 それでは11ページをお開きください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出
について、でございます。
1番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおり、舟の集会所の南西になります。
本件は、狛田二丁目に開院予定の診療所の職員用の露店駐車場として、転用されるも
のです。
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化
促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。
以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和5年10月4日水曜日としたいと思いますが、精華町自治功労者の表彰式が午後
1時から町長室で行われ、現職委員2名、退任委員2名が対象となっていますので、そ
の関係からいつもより30分遅い、午後2時からの開催としたいと思います。皆さんの
ご都合はいかがでしょう。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年10月4日水曜日午後2時からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後 2 時 2 5 分